

杉並区の清掃事業



RRR
Reduce Reuse Recycle



支えあい共につくる
安全で活力ある
みどりの住宅都市
杉並

27

ごみと資源の流れ

集積所での収集
約35,000か所
※粗大ごみについては、有料・事前申込制で所定の場所で収集します。

可燃ごみ
生ごみ・リサイクルできない紙類・木・草・布類・ゴム・皮革・容器包装以外のプラスチックやビニール製品・汚れの取れないプラスチック製容器包装

不燃ごみ
金属・ガラス・陶磁器など

粗大ごみ (申込制(有料))
家具・電化製品などのうち最大辺がおおむね30cmを超えるもので220cm以内のもの

資源
びん (飲料用・化粧品用のガラスびん) 缶 (飲料用アルミ・スチール缶) 古紙 (新聞・雑誌・書籍・雑がみ・段ボール・紙バック) プラスチック製容器包装 ペットボトル

拠点回収

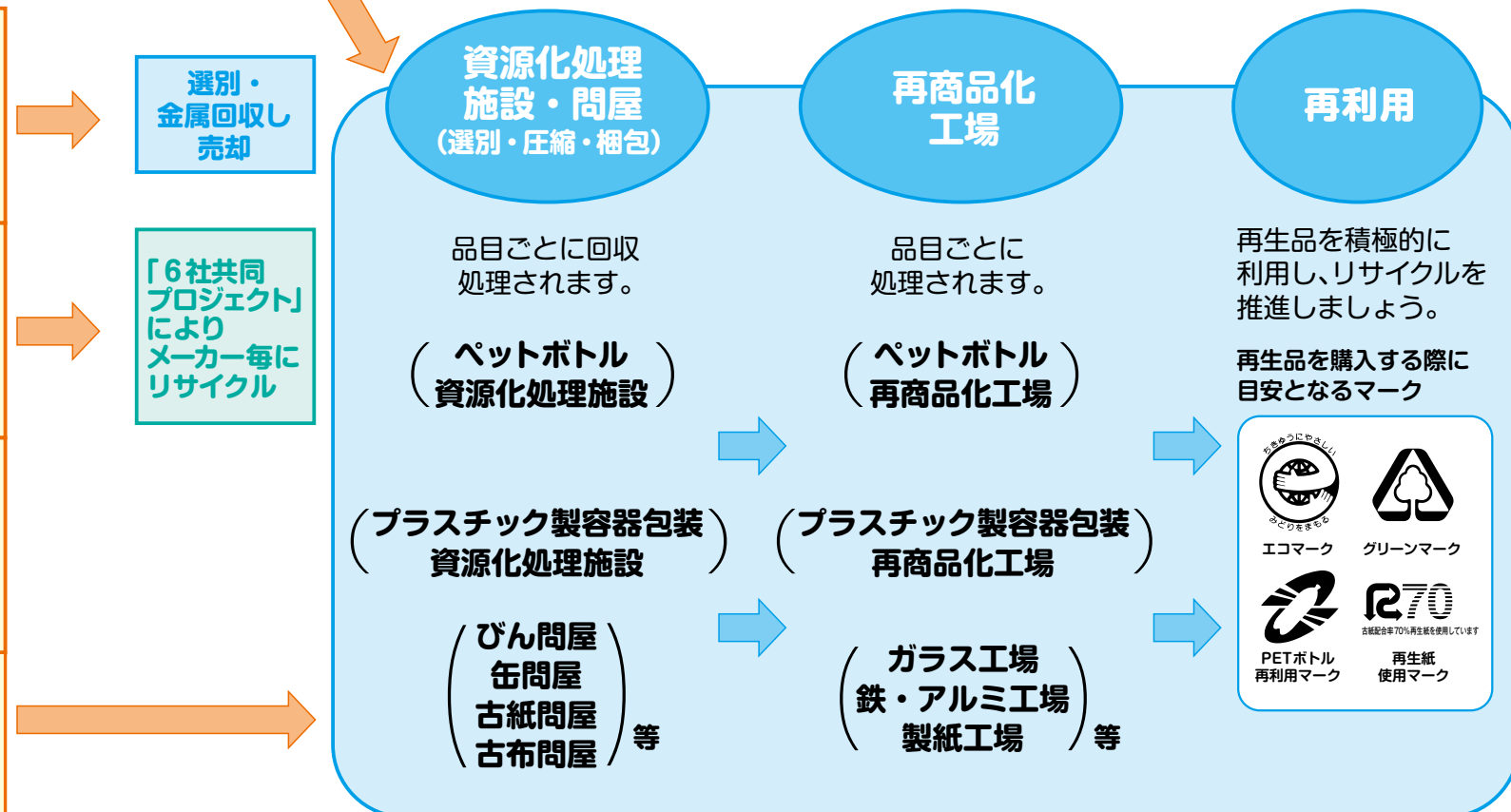
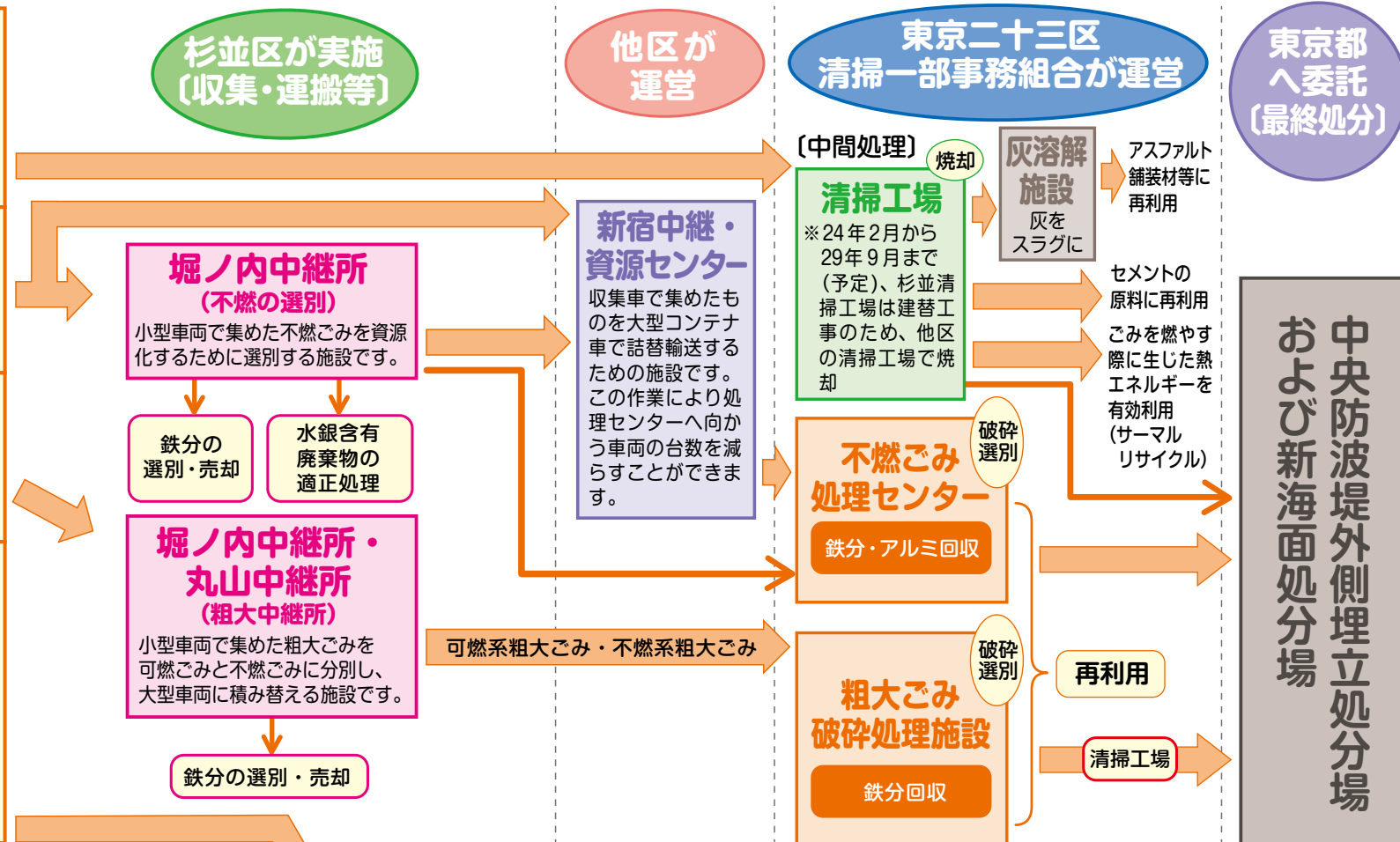
集団回収
約450団体

使用済小型家電 (7か所)
(ごみ減量対策課、清掃事務所、清掃事務所方南支所、清掃事務所高円寺車庫、あんさんぶる荻窪、環境活動推進センター、柿木図書館)
携帯電話、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤー、電話機、ヘッドライヤーなど15品目 (おおむね30cmを超える品目は粗大ごみです。)

使用済みインクカートリッジ (17か所)
(杉並区役所、清掃事務所、清掃事務所方南支所、清掃事務所高円寺車庫、あんさんぶる荻窪、環境活動推進センター、高円寺、成田図書館以外の図書館11館)
キヤノン、エプソン、デル、ヒューレット・パッカード、ブラザー、レックスマークの6メーカーに限ります。これ以外のメーカーは可燃ごみへ。

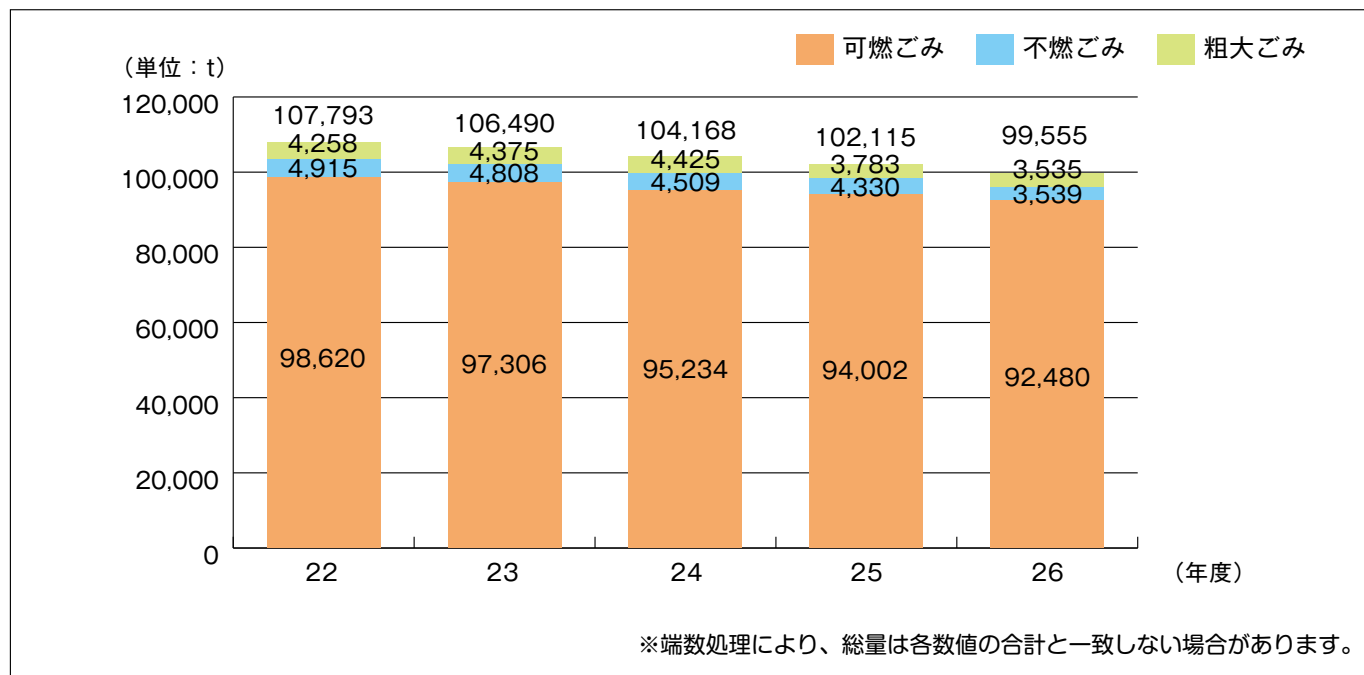
衣類 (10か所)
(杉並区役所、地域区民センター〔井草・永福和泉・荻窪・高円寺・西荻〕、本天沼区民集会所、方南会館、宮前図書館、環境活動推進センター (リサイクルひろば高井戸))
毎月第2土曜日の午前10時～正午まで (雨天中止) 回収された衣類は、主に海外等でリユースされています。

資源 (リターナブルびん・缶・古紙・衣類)
町会・自治会、集合住宅の管理組合、PTA など地域の団体が主体となって行う資源回収です。資源 (リターナブルびん、缶、古紙、衣類) の回収量に応じて、登録団体へ報奨金を支給します。



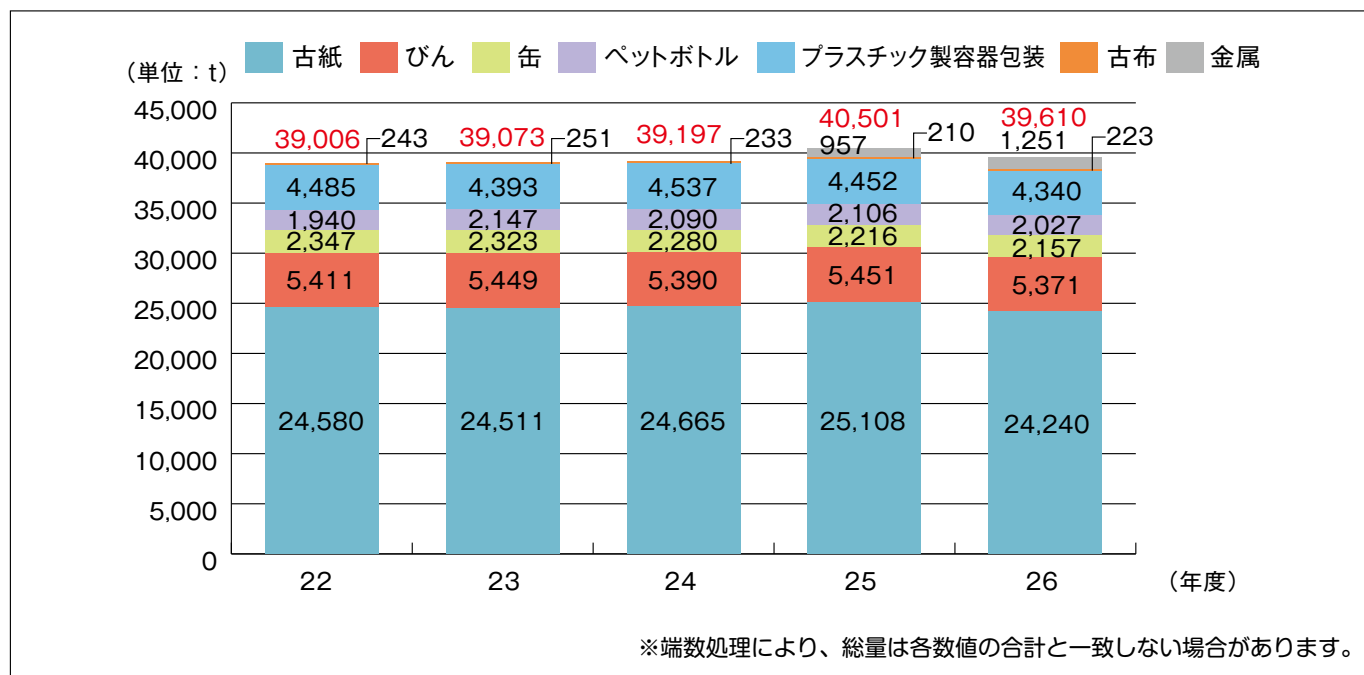
ごみ・資源の量

ごみ収集量



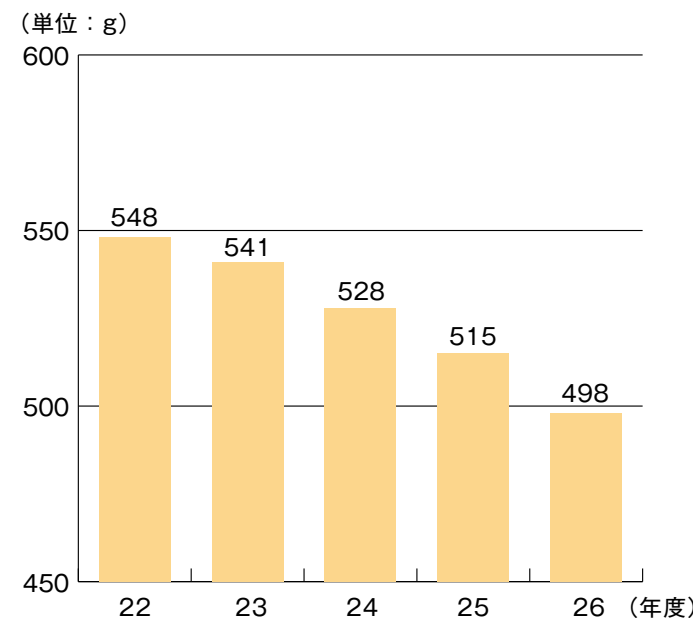
ごみ量は毎年着実に減少しています。ごみ収集量全体の約90%を可燃ごみが占めており、その中の割合では生ごみが約44%で最も多く、次いで紙類が約15%となっています。

資源回収量（行政回収・集団回収・拠点回収）



金属の資源回収量は、①25年4月から実施した粗大ごみからの金属回収量、②25年10月から実施した小型家電15品目の回収量、③26年4月から実施した不燃ごみからの金属回収量の合計です。

区民一人1日当たりのごみ排出量

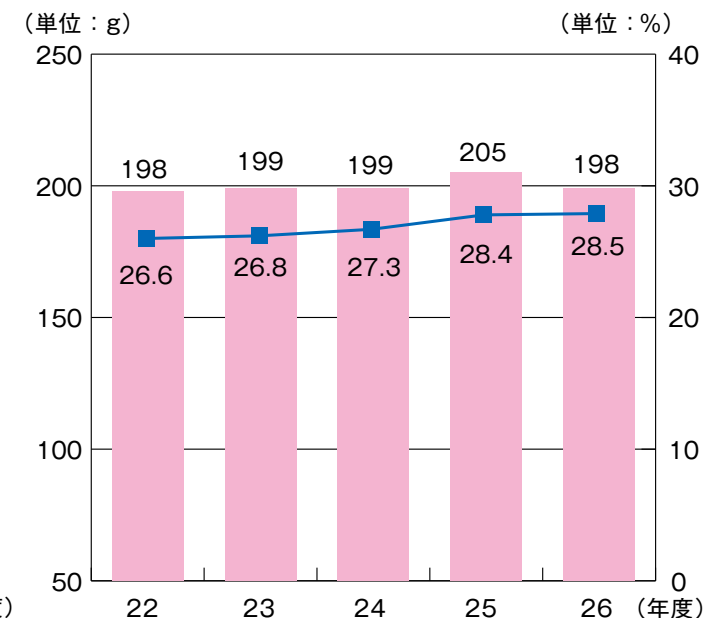


区民一人1日当たりのごみ排出量は年々減少し、23区の中で最少となっています。

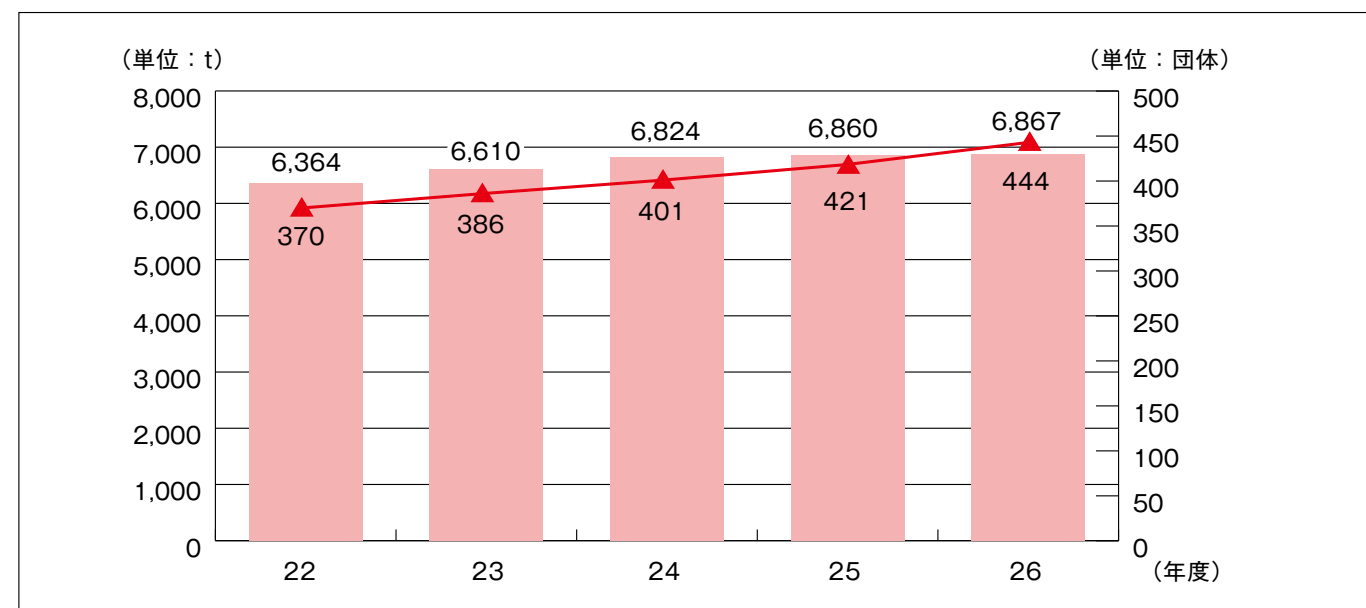
区民一人1日当たりの資源回収率は上昇しています。また、25年度から粗大ごみの有用金属類の再資源化、26年度から不燃ごみの再資源化に取り組んでいます。区ではさらなるごみの減量と、資源回収率の向上を目指します。

※資源回収率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

区民一人1日当たりの資源量・資源回収率



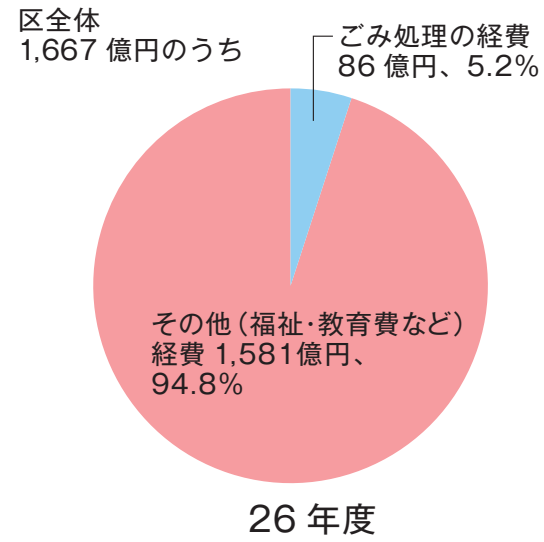
集団回収量・集団回収団体数



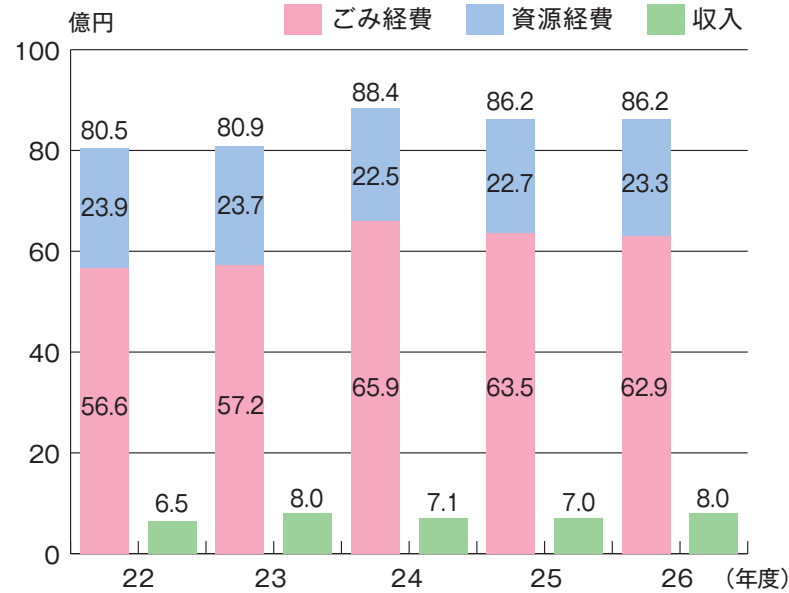
集団回収団体は22年度370団体から、26年度444団体に増加しました。区では、集団回収を通じて良質な資源の回収を安定的に進めるため、制度の周知に努めています。また、集団回収とは、区民による自主的な資源回収です（詳しくは10頁参照）。

ごみ・資源の処理にかかる経費

一般会計に占める割合

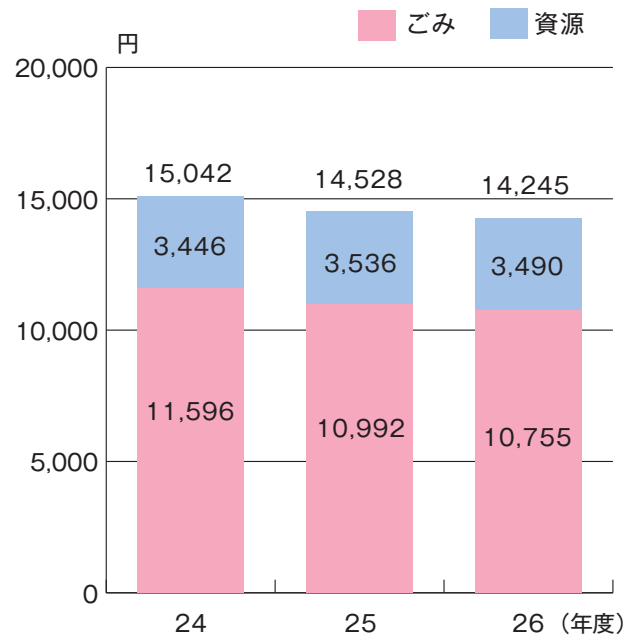


収入と経費の比較

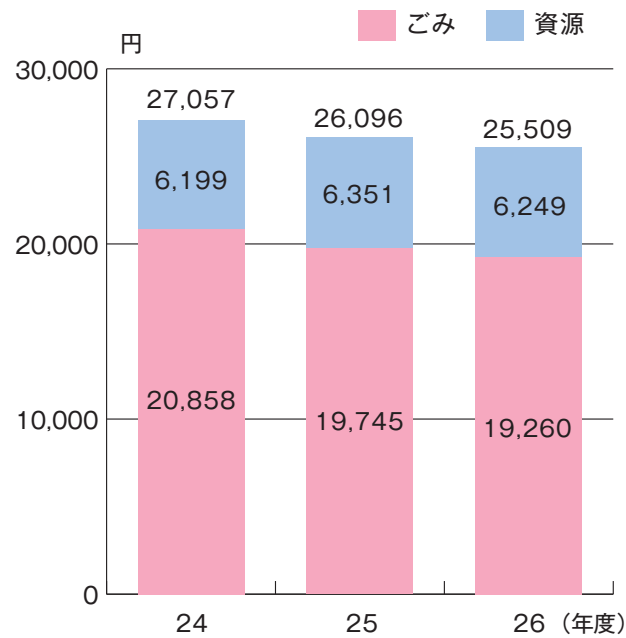


- 収入 粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源（びん・缶・古紙・ペットボトル・有用金属類）の売払金などです。
- 経費
 - ・ごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集・運搬・選別にかかる経費です。
 - ・資源 びん、缶、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装の回収・運搬、選別保管にかかる経費です。なお、プラスチック製容器包装の再商品化に必要な経費の一部は、区の負担も含まれています。

ごみ・資源の処理にかかる経費（年間区民一人当たり）



ごみ・資源の処理にかかる経費（年間一世帯当たり）

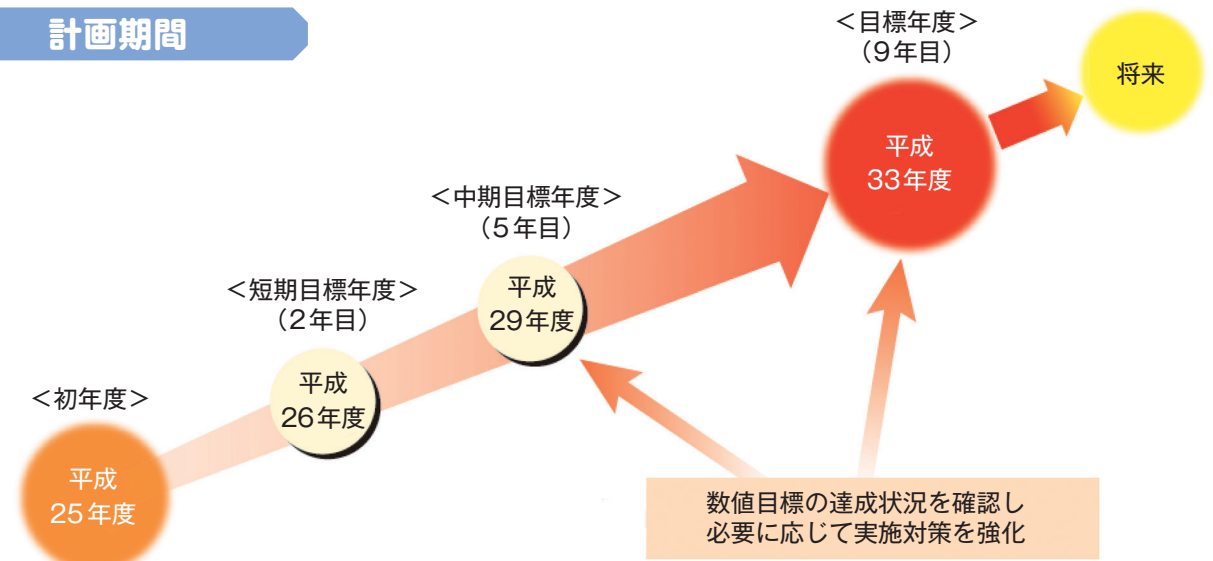


26年度のごみ・資源の処理にかかる経費は、ごみの減量等により、25年度と比べ区民一人当たり283円、一世帯当たり587円減少しました。

杉並区一般廃棄物処理基本計画

平成24年に策定した「杉並区基本構想（10年ビジョン）」で掲げた「みどり豊かな環境にやさしいまち」と「杉並区総合計画（10年プラン）」で掲げた「ごみの減量と資源化の推進」を具体的実現するため、平成25年7月に策定しました。

計画期間



*平成29年度に計画の改定を行う予定ですが、社会・経済情勢の大きな変化や国・都における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとしています。

計画目標

「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」

この目標を達成するための取り組みの方向性は以下のとおりです。

- (1) 更なるごみの減量
- (2) 水銀含有物や小型電子機器等の資源化の促進
- (3) 区民・事業者・NPO・区等との協働
- (4) 区民一人ひとりのごみ減量の意識向上のための普及啓発と教育の充実
- (5) 継続的な計画の進行管理

計画指標

	平成22年度 (基準年度)	平成26年度 (短期目標年度)	平成26年度 (実績)	平成29年度 (中期目標年度)	平成33年度 (最終目標年度)
〈指標1〉			目標達成		
区収集ごみ量 (g/人日)	548	510	498	490	460
平成22年度比 (g/人日)	—	△38	△50	△58	△88
平成22年度比	—	△6.9%	△9.1%	△10.6%	△16.0%
〈指標2〉			目標達成		
資源回収率 (%)	26.6	28.0	28.5	30.0	33.0
平成22年度比	—	105.3%	107.1%	112.8%	124.1%

〈指標1〉 区収集ごみ量 = (区が収集している年間の可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365日

〈指標2〉 資源回収率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

●目指しています ごみの減量！

ごみの減量と資源化の推進

区民・事業者・区が、それぞれの役割と責任に応じて、ごみの発生抑制、再利用及び分別の徹底などに努め、さらなるごみの減量を進めていきます。

また、地域の住民と連携した集団回収を推進し、必要な支援を行うことで、資源回収率の向上を目指します。



ごみ減量のポイント PART1!

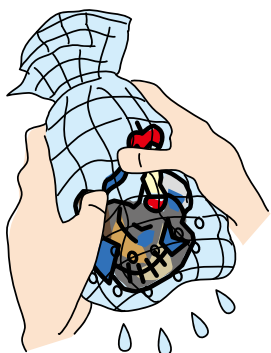
ちょっとしたアイデアや工夫、分別の徹底でごみはまだ減らすことができます。みなさんでごみの減量にチャレンジしましょう！

◆生ごみを減らしましょう！

① 生ごみはギュッとひとしぼり

生ごみは水分を多く含んでおり、ひとしぼりするだけで約10%の減量が見込めます。

また、水分を切ることでにおいの防止にも役立ちます。



② 食品ロスを減らしましょう

ポイントは「買い過ぎない」「作り過ぎない」「食べ残さない」です。買い物前に食材の在庫チェックを行う、必要な量だけ買う、食べる分だけ作る、調理方法を工夫するなど、できることから始めてみましょう。



③ 生ごみの減量にコンポスト容器や生ごみ処理機が有効です

●コンポスト容器購入のあっせん・補助

コンポスト容器とは、土中の微生物の働きや発酵資材を使って、生ごみや落ち葉を堆肥に作りかえるものです。ご自宅の庭等に設置して使用します。

区はコンポスト容器のあっせんと購入経費の一部を補助しています。

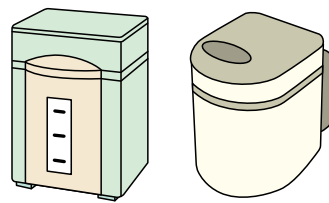


▲コンポスト容器の一例

●家庭用生ごみ処理機の購入費補助

生ごみ処理機とは、生ごみを温風乾燥や微生物分解などで減量させる機械です。

区は購入経費の一部を補助しています。電気などの動力を利用する機械式と手動式の生ごみ処理機が、補助対象となります(ディスポーザー式のもの是对象から除きます)。

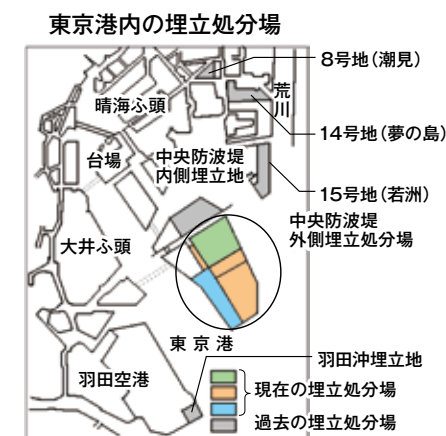


▲バイオ型 ▲乾燥型

ごみの減量と資源化の推進

東京23区のごみは、焼却・破碎等の処理をした後、東京港内の最終処分場(中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場)に埋立処分されます。新海面処分場は、東京港内に作ることができる最後の埋立処分場とされています。

さらなるごみの減量やリサイクルにより埋立処分量を減らし、埋立処分場を少しでも長く利用することができるようにしなければなりません。



ごみ減量のポイント PART2!

◆ごみ・資源を分別しましょう！

可燃ごみ、不燃ごみには、資源(びん・缶・プラ・ペットボトル・雑がみ等)が混ざっています。

④ や はサッとすすいで資源に



⑤ 雑がみ(紙箱・包装紙等)も資源に分別

紙ごみの中には資源になるものがまだまだたくさん含まれています。紙以外の部分はできるだけ取り外し、古紙の日に出しましょう。



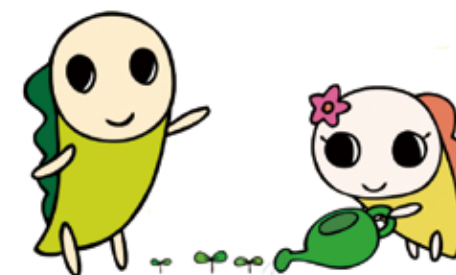
◆リユースしましょう！

⑥ 捨てる前に…

壊れてしまったものは修理したり、使わなくなったものは人に譲ったりしましょう。捨てる前に「まだ使える方法はないかな？」と考えてみましょう。



ごみの減量に関心を持って、減量の工夫を継続していくことが大切なんだね！



区の取り組み

家庭ごみの排出の適正化・ふれあい事業

●カラス対策

区では集積所でのごみの散乱を防ぐため、カラスネットの配布や折り畳みのできるごみ収集ボックスを、交通の妨げにならない集積所を利用している方に、希望により配布しています。26年度はカラスネットを873枚、折り畳み式ごみ収集ボックスを1,147個配布しました。

また、カラス対策に効果のある杉並区推奨可燃ごみ収集袋「黄色いごみ袋」は、区役所「コミュかるショップ」や区内の一部スーパーで販売しています。



カラスネット



折り畳み式ごみ収集ボックス



杉並区推奨可燃ごみ収集袋「黄色いごみ袋」

●ふれあい指導

集積所に排出されたごみについて調査し、分別等が徹底されていない排出者に対して、個別に指導・助言を行っています。

また、排出者が特定できない場合は、必要に応じて排出物の袋等を開け、中身を調査することもあります。

●ふれあい収集

集積所まで運び出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方のみの世帯には、職員が戸別に玄関先まで訪問して、可燃ごみ、不燃ごみ、資源の収集や家屋の中から粗大ごみの運び出しを行っています。

また、ごみが出ていない場合には、声かけや高齢者部門等への連絡など、対象者の見守り機能も担っています。特に、夏場は熱中症対策のチラシ配布や、ごみが出ていない場合の安否確認を強化しています。

●ふれあい連絡帳

ふれあい収集を利用している世帯を対象に、利用者とのふれあいをより深めるために、季節毎にふれあい連絡帳を配布しています。

ふれあい連絡帳の通信欄に、身近な困りごとやお手伝いできることなどを記入していただき、ごみの収集や分別方法の相談だけでなく、高所の電球・蛍光灯の交換や大きな家具の移動など、短時間で完了できる軽作業も行っています。



分別の調査中



高齢者世帯の粗大ごみの運び出し



蛍光灯の交換作業

貼付について区では、継続的に広報紙、ホームページやリーフレットの配布、商店会への説明などの周知に努めるとともに、未貼付の事業者には、直接訪問による指導等を行っています。



【ごみ処理券取扱店舗は約330か所あります。】

●事業系大規模建築物排出指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業系建築物から排出される事業系廃棄物の減量を進めるため、その所有者または管理者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出、および毎年度の再利用に関する計画書（再利用計画書）の提出を義務付けています。また、立入調査や廃棄物管理責任者講習会を実施しています。

集団回収の支援

集団回収は、町会・自治会、集合住宅の管理組合、学校PTA、近所の方々などが2世帯以上集まって、自主的に行う資源回収です。回収場所・日時・品目・回収業者を決めて、家庭から出る資源を持ち寄り、回収業者に引き渡します。区は回収量に応じて報奨金を支給し、活動を支援しています。

集団回収は持ち去り防止や良質な資源の回収に大きな効果があります。また、地域の結びつきを強めるとともに、ごみ減量やリサイクルに対する意識の向上につながります。

●地区回収団体

現在、集団回収団体として登録している町会・自治会（アパート・団地以外）で、地域に根ざした活動をしている団体を、地区回収団体として認定しています。地区回収団体は、資源持ち去り対策の一環として、地区内の集積所に出された資源を確保することができるとともに、資源持ち去りパトロールを実施しています。

資源の持ち去り対策

安定的な資源回収事業を実施していくため、平成21年5月1日、資源の持ち去り行為に対し、氏名等の公表または20万円以下の罰金を科す改正条例「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を施行しました。現在、清掃関係部署の職員が、資源回収地域の早朝パトロールを実施しています。

また、資源の持ち去りを繰り返す悪質な違反者に対しては、区内の警察署と協力して、告発をしています。資源の持ち去り防止のため早朝回収の推進や集団回収との連携、区専用新聞回収袋の配布など、複合的な取り組みを進めています。

取り締まり実績 ※数値は延件(人)数。27年度は28年1月末現在の数値

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
警告書交付	11	2	0	0	1
禁止命令書交付	131	82	25	23	32
警察署への告発	6	2	3	1	3
氏名等公表	29	25	12	11	7



監視パトロール車

事業系ごみの排出の適正化

事業から排出されるごみ・資源は、事業者が自らの責任で処理することが法令によって定まっております。廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託することが原則です。

ただし、排出量の少ない事業者のごみ・資源に限り、区が有料で収集しています。区の収集を利用する事業者は「事業系有料ごみ処理券」の貼付が必要です。

事業系有料ごみ処理券 (平成28年1月現在)		
小・10リットル相当	1セット10枚 (1枚69円)	690円
中・20リットル相当	1セット10枚 (1枚138円)	1,380円
大・45リットル相当	1セット10枚 (1枚310円)	3,100円
特大・70リットル相当	1セット5枚 (1枚483円)	2,415円

区取り組み

新たな取り組み

●平成 26 年度

- ・不燃中継所において、不燃ごみの一部再資源化を開始し、有用金属類の再資源化と、水銀含有廃棄物の適正処理を実施しました。
- ・協働提案制度を活用した「家庭から出る生ごみを減量する施策の普及・拡大」事業を開始しました。子育て世帯等を主な対象とし、生ごみ減量につながる講座を実施し、内容を取りまとめた小冊子を作成・配布しています。



▲小冊子

●平成 27 年度

- ・不燃中継所における不燃ごみの資源化量を拡大しました。

スマートフォン向けアプリケーション配信



※画面はイメージです。

スマートフォン用
アプリケーション
無料配信中!
ダウンロードはこちらから



▲ ios 版



▲ Android 版

「なみすけのごみ出し達人」^{マスター}

【機能例】

- ・区からのお知らせ配信
- ・ごみ出し日を知らせるアラーム機能
- ・ごみ分別辞典
- ・ごみの日カレンダー
- ・環境学習機能
- ・粗大ごみ受付システムへのリンク など

清掃協力事業

清掃事業を円滑に進めるためには地域の皆様の協力は不可欠です。

杉並清掃事務所では、平成 20 年 5 月に杉並清掃協力会から杉並区町会連合会へ移行された清掃協力事業（清掃懇談会、清掃研修会、清掃施設見学会）について、杉並区町会連合会との委託契約により実施しています。

清掃懇談会では、町会・自治会に出向き、ごみ・資源の分別方法やごみに関する様々な相談を受けたり、助言を行っています。

清掃研修会では、17 地区の町会を対象に杉並区の清掃事業の紹介や一定のテーマによる研修会を行っています。

また、リサイクル意識の向上と廃棄物処理技術の普及を図るために、清掃施設見学会を年 1 回実施しています。



▲清掃研修会



▲清掃施設見学会

環境清掃審議会

環境の保全ならびに廃棄物の適正な処理および再利用の促進に関して必要な事項を審議する区長の附属機関として設置され、区長からの諮問事項を調査・審議しています。委員は区民・区議会議員・学識経験者等により構成されています。

環境学習の推進

●環境学習等への職員派遣

ごみの減量やリサイクルの必要性について理解を深めてもらうことを目的に、小・中学校、保育園等の環境学習に職員を派遣しています。

特に、ごみを積み込み、そのごみの様子が観察できる清掃車「ごみぱっくん号」で収集体験することや、ごみと資源の分別をゲーム形式で学ぶことで、子どもたちに興味を持ってもらえる内容となっています。

また、職員が保育園児向けにストーリーを考え、日々練習を重ね、手作りした紙芝居の配役決めをして披露しています。杉並区のアニメキャラクターを登場させ、保育園児でも楽しく学ぶことができるような取り組み等、職員が様々な趣向を凝らした環境学習を続けています。



▲ごみぱっくん号



▲紙芝居の様子

リサイクルひろば高井戸（環境活動推進センター）

●家具等のリサイクル・不用品情報コーナー

家庭で不用になった使用可能な家具や衣料品等を無償で提供していただき、展示販売をしています。また、不用になった生活用品の交換情報を、NPO 法人すぎなみ環境ネットワークのホームページ上で登録・提供しています。

※連絡先は裏表紙をご覧ください。

清掃広報紙等の発行

- ごみパッくん …………… 年 6 回発行
- ごみパッくん中学生版 …………… 年 1 回発行
- 杉並区の清掃事業 …………… 隔年発行
- できることからはじめよう …………… 年 1 回発行
- ごみ・資源の収集カレンダー …………… 年 1 回発行



建設経緯

杉並清掃工場の建設計画が発表された昭和41年ごろ、東京のごみ量は爆発的な勢いで増加していました。この事態に対応するため、東京都は、清掃工場を杉並区上高井戸4丁目（現高井戸東3丁目）に建設することを発表しました。これに対し、地元住民は「杉並清掃工場建設反対期成同盟」を結成し、事業決定の取り消しを求める訴えを起こしました。度重なる話し合いの結果、昭和49年11月東京地方裁判所において和解が成立しました。

主な和解事項として、①杉並区内で発生し、収集したごみに限り焼却する ②ごみの焼却量は一日あたり600トンを限度とする ③周辺の道路事情を考慮し、清掃車は専用の地下道から出入りする など、建設計画の段階から操業や関連住民施設の内容にいたるまで、住民の意見を取り入れることなどが和解条項に明記されました。

これを受けて、東京都および杉並区と住民が参加した計画建設協議会での具体的な話し合いを続け、杉並清掃工場が建設され昭和57年12月にしゅん工しました。

また工場敷地の一部に地域利便施設として高井戸市民センターも建設されました。

杉並清掃工場の建替事業について

前述のような経緯で建設された杉並清掃工場は、昭和57年のしゅん工から約30年以上が経過し、施設の老朽化が進んだことから、平成24年1月末をもってごみの搬入を停止し、現在、建替工事を行っています。

旧清掃工場の解体にあたっては、解体する建物等を仮設テントで覆い、解体時に発生する騒音の抑制や粉じんの飛散防止に努め、解体工事完了後、平成27年8月に新工場の建設のための掘削が終了しました。

新しい清掃工場は、①工場棟の高さを旧清掃工場の高さ以下に抑え、建物の外観は周辺環境と調和したデザインとする ②建物屋上・壁面や敷地内の緑化を積極的に進めるとともに、市民センター側の整備と一体的に、工場敷地を一周できるウォーキングロードを整備していく ③従来よりも効率の高い廃棄物発電設備を導入し、発電出力の増加(6,000kW → 24,200kW)を図るとともに、焼却余熱を高井戸市民センターで利用する ④太陽光発電パネルや自然光の利用、LED照明による電力量の低減などの省エネルギー化に努め、CO2排出量の削減に取り組む。

以上のような環境に配慮した計画となっています。

また、工場内には杉並清掃工場の建設紛争から和解に至る歴史的経緯などを展示する資料室やごみ焼却の余熱の有効利用を体感できる足湯も設置されます。

新しい杉並清掃工場は「地域にとけ込み信頼される清掃工場」として、平成29年秋にしゅん工し、稼働する予定です。

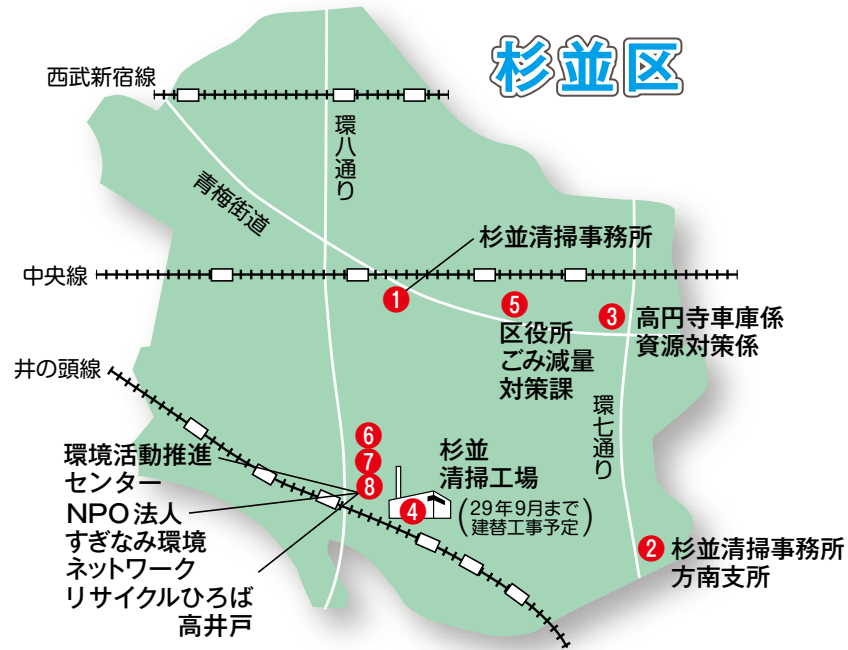
それまでの間、杉並区で排出されるごみは23区内の他の清掃工場焼却されています。



南東側から見た完成イメージ図

年	月	杉並区の動き	月	国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の動き
2000年 (平成12年)	2月 4月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」策定 ・清掃事業が都から23区へ移管	4月 5月 6月	・「容器包装リサイクル法」完全施行 ・「建設リサイクル法」制定 ・「循環型社会形成推進基本法」制定
2001年 (平成13年)			4月 5月	・「家電リサイクル法」施行(エアコン・冷蔵庫・ブラウン管テレビ・洗濯機が対象品目) ・「食品リサイクル法」完全施行
2002年 (平成14年)	4月 11月	・杉並区粗大ごみ受付センター開始 ・環境学習用スケルトン清掃車「ごみぱっくん」運行開始	5月	・「建設リサイクル法」完全施行
2003年 (平成15年)	3月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定	3月	・「第一次循環型社会形成基本計画」策定
2004年 (平成16年)	3月 7月 11月	・プラスチック製容器包装分別収集モデル事業の実施 ・新潟県三条市災害派遣 ・新潟県小千谷市災害派遣 ・ペットボトル集積所回収モデル事業開始	4月	・「家電リサイクル法」改正(冷蔵庫を対象品目に追加)
2005年 (平成17年)	9月	・カラス対策「黄色いごみ袋」を杉並区推奨 可燃ごみ収集袋第1号として認定	1月	・「自動車リサイクル法」本格施行
2006年 (平成18年)	2月 10月	・粗大ごみ日曜収集・区民持込制度開始 ・雑がみの分別回収を区内全域で実施	4月	・清掃事業が区へ完全に移管される
2007年 (平成19年)	9月	・新潟県柏崎市災害派遣		
2008年 (平成20年)	3月 4月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・廃プラスチックのサーマルリサイクルを区内全域で実施 ・プラスチック製容器包装・ペットボトルの集積所回収を区内全域で実施 ・不燃ごみを毎週から隔週収集に変更	3月 6月	・「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改正
2009年 (平成21年)	1月 3月 4月	・不燃ごみを隔週から月2回収集に変更 ・杉並中継所操業終了 ・不燃ごみのうち、スプレー缶・カセットボンベ・ライターの分別収集開始	4月	・「家電リサイクル法」改正(対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加)
2010年 (平成22年)			2月	・東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画」策定
2011年 (平成23年)	1月 5月	・化粧品びんを資源の「びん」として回収開始 ・杉並清掃工場建替え工事の開始につき搬入停止(～平成29年) ・宮城県仙台市清掃災害派遣(東日本大震災)	6月	・「東京都廃棄物処理計画」策定
2012年 (平成24年)	4月	・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の拠点回収開始 ・インクカートリッジの拠点回収開始		
2013年 (平成25年)	4月 7月 10月	・粗大ごみから有用金属類の回収及び再資源化 ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・小型家電15品目の拠点回収開始	4月	・「小型家電リサイクル法」施行
2014年 (平成26年)	2月 4月	・環境基本計画の改定 ・不燃ごみの選別、有用金属類の回収及び再資源化 ・蛍光管の適正処理及び再資源化		

区内の清掃・リサイクル施設



内容	施設名称	連絡先
収集全般に関すること 集積所に関すること	① 杉並清掃事務所	成田東 5-15-20 TEL 03-3392-7281
	② 杉並清掃事務所方南支所	方南 1-3-4 TEL 03-3323-4571
清掃車に関すること 資源回収に関すること	③ 高円寺車庫係 資源対策係	高円寺南 2-36-31 TEL 03-3317-6771
可燃ごみの焼却施設	④ 杉並清掃工場 (29年9月まで建替工事予定)	高井戸東 3-7-6
その他清掃・リサイクル全般に関する こと	⑤ 区役所ごみ減量対策課	阿佐谷南 1-15-1 TEL 03-3312-2111 (代表)
環境・リサイクルに関する資料の 閲覧や貸出・講習会に関すること	⑥ 環境活動推進センター	高井戸東 3-7-4 TEL 03-5336-7352
区民のリサイクル活動に関すること	⑦ NPO 法人 すぎなみ環境ネットワーク	高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター内 TEL 03-5941-8701
リサイクル品販売・講習会に関する こと	⑧ リサイクルひろば高井戸	高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター 1・2階 TEL 03-3331-4360
粗大ごみの収集受付業務	粗大ごみ受付センター	年末年始(12/29~1/3)を除く。 ●インターネット(24時間受付) http://sodai.tokyokankyo.or.jp/ ●TEL 03-5296-5300 受付時間 午前8時~午後7時 ●FAX 03-5296-7001(24時間受付)

「杉並区の清掃事業」は、杉並区役所のホームページにも掲載しています。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

杉並区の清掃事業 (隔年発行)

編集・発行 杉並区環境部ごみ減量対策課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 電話 03-3312-2111(代表)

発行日 平成28年3月 登録印刷物番号 27-0092